R4 23

Ａ欄に掲げる「建築士等に義務付けられる行為等」とＢ欄に掲げる「義務付けの対象等」の組合せのうち、Ｂ欄において、建築士法による義務付けの対象等とされていないものを含むものは、次のうちどれか。

- １建築士免許証（免許証明書を含む。）の提示
  - 設計等の委託者から請求があったとき
  - 建築主に対して、契約内容などの重要事項の説明をするとき
- 2定期講習の受講 ✕
  - 全ての一級建築士
  - 全ての二級建築士
  - 全ての木造建築士
  - 全ての構造設計一級建築士
  - 全ての設備設計一級建築士
- ３設計図書その他の書面への記名
  - 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、設計を行ったとき
  - 構造設計一級建築士が、構造関係規定の法適合確認を行ったとき
  - 設備設計一級建築士が、設備関係規定の法適合確認を行ったとき
- ４建築士事務所に閲覧のために備え置く書類
  - 建築士事務所の業務の実績を記載した書類
  - 建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類
  - 損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類
  - 建築士事務所の業務及び財務に関する書類

R3 24

建築士事務所の業務に関するものとして作成した帳簿及び図書で、**建築士法**の規定によって**保存が義務付けられているもの**について、次の記述のうち、同法上、誤っているものはどれか。

- １．帳簿及び図書の**保存が義務付け**られる対象となる建築物は、確認済証の交付を受けることが必要とされる建築物に限られている。 ✕ 士法24条の4第1項、2項
- ２．**保存が義務付け**られている図書は、配置図、各階平面図、構造詳細図等の設計図書及び工事監理報告書である。 士法24条の4第2項
- ３．**保存が義務付け**られている帳簿の記載事項は、業務の概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名等である。 士法24条の4第1項
- ４．**帳簿や図書の保存義務**を怠った場合、建築士事務所の開設者に対しては、戒告、１年以内の事務所閉鎖の命令又は事務所登録の取消しの処分が行われる場合がある。 士法26条2項一号

R2 23

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

- １．建築士会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を**実施しなければならない**。 士法23条の4第1項、5項
- ２．建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出が あったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該**建築士事務所の開設者**に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な**処理を求めなければならない**。 士法27条の5第1項
- ３．**建築士事務所**の業務に関する設計図書の保存をしなかった者や、設計等を委託しようとする者の求めに応じて建築士事務所の業務の実績を記載した書類を閲覧させなかった者は、10 万円以下の過料に処さ れる。 ✕ 士法40条十二号、十四号 / 士法24条の4第2項、24条の6
- ４．**建築士事務所の開設者**が建築基準法に違反して建築士免許を取り消された場合、当該建築士事務所の登録は取り消される。 免許取り消し / 士法26条1項二号 / 士法10条1項、士法7条四号

R元 23

建築士の講習に関する次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

- １．二級建築士として３年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の**管理建築士**になる場合には、改めて管理建築士講習を受けなければならない。 ✕ 士法24条2項
- ２．**建築士事務所**に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合で あっても、所定の一級建築士定期講習を**受けなければならない**。 士法22条の2第一号かっこ書
- ３．国土交通大臣に対し、**構造設計一級建築士証**の交付を申請することができるのは、原則として、一級建築士として５年以上の構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う所定の講習の課程をその申請前１年以内に修了した者である。 士法10条の３第1項一号
- ４．**建築士事務所の開設者**は、事業年度ごとに作成する設計等の業務に関する報告書において、当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習のうち、直近のものを受けた年月日についても**記載しなければならない**。 士法23条の6

H25 23

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

- 1．一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければ ならない。 ✕ 士法９条1項四号
- 2．一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合 格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検 査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等 の懲戒処分の対象となる。 士法10条1項一号
- 3．**建築士事務所の開設者**である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了 したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を 業として行った場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。 士法10条1項一号 / 士法23条3項
- 4．**建築士事務所の開設者**である一級建築士が、管理建築士講習の義務づけに係る法改 正の施行以前から当該建築士事務所に置かれていた管理建築士であって所定の経過 措置の期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き管理建築 士として置いている場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。 士法10条1項１号 / 士法24条2項

建築士の設計

- 法19条 — 法20条1項
- 他の建築士が設計した設計図書の一部変更
  - 承諾を求める
  - 得られない時↓
  - 自己の責任により変更OK
- 設計を行なった場合
  - 建築士たる表示
  - 記名及び押印

管理建築士

- 法24条
- 建築事務所の開設者
  - 事務所を管理する
  - 専任の管理建築士
  - 置かなければならない
- 管理建築士
  - 建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括
  - 開設者が異なる場合
  - 技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう
  - 必要な意見を述べる

第六章　建築士事務所

- 法23条
  - 登録
  - の３；登録の実施
  - の４；登録の拒否
  - 登録事項の変更
    - 2週間以内
    - 都道府県知事に届け出
  - の５；変更の届出
  - の６；設計等の業務に関する報告書
- 法24条
  - 建築士事務所の管理
  - の３；再委託の制限
  - の４；帳簿の備付け等及び図書の保存
  - の６；書類の閲覧
  - の７；重要事項の説明等
  - の８；書面の交付
- 士法26条 — 監督処分
- 士法27条 — 国土交通省令への委任

第十章　罰則

- 士法38条～44条

H30 23

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

- １．**建築基準法の規定に違反**して二級建築士の免許を取り消された者は、その後に一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消しの日から起算して５年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。 士法7条四号 / 規定に違反 / 免許取り消し
- ２．**建築士**が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合は、建築士の免許の取消しの対象とはならない。 ✕ 士法９条1項二号、三号 / 士法８条の2第二号 / 士法7条二号 / 禁錮以上の刑 / 免許取り消し
- ３．**建築士事務所に属する建築士**が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。 士法26条2項五号 / 規定に違反 / 登録を取り消し
- ４．**建築士事務所に属する者**で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。 士法26条2項八号 / 登録を取り消し

H26 23

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

- １．**管理建築士**は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括する専任の建築士 であるが、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書 について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をする必要はない。 士法20条第1項
- ２．**建築士事務所の開設者**が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に 重要事項の説明を行わせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。 士法24条の7
- ３．**建築士事務所の開設者**は、建築主から受託した設計の業務の一部を他の建築士事務 所に再委託する場合にあっては、当該設計受託契約を締結したときに当該建築主に 交付する書面等において、当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又 は名称等を記載しなければならない。 士法24条の８第1項一号 / 士法22条の３の3第1項六号
- ４．**建築士事務所の開設者**は、設計又は工事監理以外の業務について、建築主から受託 する場合にあっては、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書 面の交付を行わなければならない。 ✕ 士法24条の7第1項

H27 23

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

- １．**建築士事務所**が設計業務を受託したときには、その設計図書に建築士事務所名を記 載し建築士事務所の印を押した場合においても、当該設計を行った建築士は、その 設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び 押印をしなければならない。 士法20条1項
- ２．**建築士事務所を管理する建築士**は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計し た設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めること なく、管理建築士としての権限で変更することができる。 ✕ 士法19条
- ３．二級建築士として３年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理 建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士 としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる**管理建築士**となることができる。 士法24条２項
- ４．**建築士事務所に属する建築士**が、その属する建築士事務所の業務として行った行為 により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは１年以内の期間を定めて当該建 築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。 士法26条2項五号

H28 24

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

- １．国土交通大臣が建築士の業務の適正な実施を確保するため、一級建築士に対し**業務に関する報告を求めた場合**に、当該建築士がその報告をせず、又は虚偽の報告をし たときは、当該建築士は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。 士法40条一号 / 士法10条の2第1項 / 業務に関する報告
- ２．国土交通大臣が建築士の**業務の適正な実施を確保**するため、国土交通省の職員に開設者が法人である**建築士事務所**に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者がその**質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき**は、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。 士法40条三号 / 士法42条 / 士法10条の2第1項
- ３．**建築士事務所**に属する**建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合**に、３月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び**管理建築士**は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。 ✕ 士法40条九号 / 士法23条の5第2項
- ４．**管理建築士等**が、建築主に対して設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びそ の履行に関する**重要事項について説明**する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、当該建築士は、10万円以下の過料の適用の対象となる。 士法43条一号 / 士法24条の7第2項

H29 23

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。ただし、中央指定登録機関及び指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

- １．**一級建築士名簿**に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、 処分歴、定期講習の受講歴等である。 士法５条１項 / 登録する事項 / 一級建築士名簿
- ２．**一級建築士**は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。 士法５条の２第1項 / 免許証の交付、届け出
- ３．**一級建築士事務所登録簿**に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所 の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。 士法23条の3第１項 / 登録する事項 / 一級建築士事務所登録簿
- ４．**建築士事務所の開設者**は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったとき は、30日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 士法23条の５第2項 / 氏名の変更 / ✕